

重要事項説明書(eneco)

本書では、当社がお客さまに電気と合わせて販売する「eneco」を概説します。詳しくは電気料金種別定義書【eneco】をご確認願います。

1. お申し込み方法

- 低圧需要の場合、電気供給申込書兼契約書のご提出又は当社ホームページのマイページ内「契約情報一覧」の eneco お申し込みフォームよりお申し込みいただくことができます。
- 高圧需要の場合、電力供給に関する申込書兼電気料金定義書又は電気供給契約書のご提出によりお申し込みいただくことができます。

2. 適用開始の予定年月日

- 本契約の契約期間は 1 年の自動更新です。解約時に違約金は発生しません。
- 前項の申込フォームによるお申し込みの完了又は書面の提出後、所定の手続きを完了した月の検針日又は翌月の検針日となります。
- 適用期間の終期は、特に定めのないものとします。

3. 契約オプション

- 非化石証書等の適用度合いとして、RE100%又は RE50%のいずれかをお選びいただけます。
- ご希望の場合、トラッキング情報も提供可能です。
- オプション変更は四半期毎での変更が可能です(請求月 1 月、4 月、7 月又は 10 月より変更後の単価が適用されます)。変更をご希望の際はその前月までにお申し出ください。
- オプション変更をご希望の場合、担当営業へお申し出いただくか、末尾記載の連絡先を通じてお申し出ください。

4. 提供条件

- 非化石証書創出元である発電所の産地は指定できないものとします。
- 電源種別は太陽光を原則とします。
- 非化石証書や、発電所名称、所在地に関しては開示しないものとします。
- 再生可能エネルギー使用量及び CO₂ 排出量は、ご契約者のマイページ「実績記録書」にて報告します。
- 非化石証書の調達が不可能だった場合、再エネ由来の J クレジットをお客様の口座へ移転又は代理無効化することにより、お客様が受電した電気に対して、eneco の機能を満たすものとします。

5. 料金単価

- 所定の方法で算出された料金単価を、契約開始月が含まれる年度末(年度は 4 月に開始し、翌年 3 月末までをいいます)まで適用し、翌年度の 4 月に翌年度に適用される料金単価へ更新されるものとします。
- 次年度の料金単価については、当年度の 12 月に電磁的方法にて提示します。料金単価に対して申し出がなかった場合は合意したものとみなし、次年度の 4 月分の請求から新料金単価にて請求します。別表に算定例を示します。
- 料金単価には、上限単価・下限単価ともに設定していません。

- 使用料金の算定方法は、Looop でんきの電気供給約款に準じます。
- 別段の合意により、契約開始月に適用される料金単価を契約開始月を含む年度の翌年度末まで固定すると定めた場合はその限りではないものとします。

加算料金単価(2026 年度)

メニュー名	料金単価(税抜) ※ 下 記 を 当 月 の 電 力 使 用 量 (kWh)に 乗 じ、 請 求 し ま す	料金単価(税込) ※消費税 10%の場合
RE100%	0.79 円	0.87 円
RE50%	0.39 円	0.43 円

6. お支払い方法

- 電気供給契約の支払方法に準じます。

7. eneco の適用廃止日

- 電気供給契約が終了又は解約となった場合、eneco は電気供給契約の終了日又は解約日の前日まで適用されます。
- eneco のみ解約する場合、解約希望月の検針日から 1 か月前までに、当社のコンタクトセンターにお申し出ください。

8. 工事等

- eneco においては、計量器や電流制限器の取り換え等の電気工事は行わないため、当該工事費に関する費用負担は発生しません。

9. 電源構成及び再生可能エネルギー比率

- 供給する電気に再生可能エネルギー指定の非化石証書や J-クレジットを組み合わせることで、再生可能エネルギー電気や実質的な再生可能エネルギー電気を供給します。

10. 割引特約のお申し込み方法

- お申し込み方法
当社指定のお申込書よりお申し込みください。

小売電気事業者:株式会社 Looop

(小売事業者登録番号:A0021)

Looop でんきコンタクトセンター(低圧・高圧共通)

電話:0120-718-507(年中無休 9:00~20:00)

WEB お問い合わせ:<https://help.looop-denki.com/support/tickets/new>